

《大船渡市長選挙及び大船渡市議会議員補欠選挙 投票所一覧表》

町	投票区	投票所	投票所の住所	投票区の区域
盛	第1	大船渡市民交流館・カメラホール	内ノ目4-2	吉野町、上木町、木町、本町、愛宕町、八幡町、みどり町団地
	第2	大船渡市総合福祉センター	下館下14-1	桜場、旭町、田茂山一区、田茂山二区、御山下、盛中央団地、下館下団地
大船渡	第3	地ノ森いこいの森	地ノ森43-2	富沢一区、富沢二区、地ノ森一区、地ノ森二区、雇用住宅、赤沢団地、赤沢、県立病院合同公舎
	第4	大船渡保育園	台24-11	上山、中央通、台町
	第5	大船渡地区公民館	明神前10-14	明土、屋敷、明神前、田中、川原、明神前団地、野々田団地
	第6	大船渡小学校(体育館)	笹崎67	北笹崎、南笹崎、永沢
	第7	下船渡公民館	下船渡26-1	平一区、平二区、宮ノ前、下船渡、平三区
	第8	神坂公民館	神坂17-2	船河原、峰岸、細浦、神坂、中野
末崎	第9	ふるさとセンター	平林81	小細浦、平、小田、梅神、小河原、門之浜、平南団地
	第10	碁石地区コミュニティセンター	中森22	中井、西館、碁石、三十刈、山根
赤崎	第11	沢田公民館	石橋前1-9	中井一区、中井二区、沢田、佐野
	第12	赤崎地区公民館	山口15-25	宿、後ノ入、大洞、山口、大立、永浜、森っこ
	第13	蛸ノ浦漁村厚生施設	鳥沢219-5	清水、合足、蛸ノ浦
猪川	第14	長崎担い手センター	外口86-2	長崎、外口
	第15	大野公民館	大野40-2	大野
	第16	猪川地区公民館	下権現堂8-11	上久名畑、下久名畑、新道、下権現堂、前田
立根	第17	下富岡公民館	長洞107-5	下富岡、上富岡
	第18	しんしん館(長谷堂公民館)	長谷堂127-4	長谷堂、長谷堂団地、上中井、下中井
	第19	立根生活改善センター	関谷69-8	上手、平田、和村、川原、田谷、町場、大畑野
日頃市	第20	菅生公民館	堀之内18-8	久保、菅生、下欠
	第21	鷹生地域多目的集会センター	下鷹生85-4	甲子、鷹生
	第22	小通活性化施設	下小通63-2	平山、小通
	第23	板用多目的集会センター	中板用47-6	長安寺、板用、川内
	第24	日頃市地区公民館	関谷21-5	宿、関谷、坂本沢
	第25	大森公民館	大森6-2	大森
三陸町綾里	第26	田代屋敷公民館	田代屋敷20-5	田代屋敷、石橋
	第27	小路公民館	小路25-3	小路
	第28	大船渡市綾里地区コミュニティ施設	平館75-2	石浜、田浜、岩崎下、岩崎上、野形、宮野西、宮野東、港
	第29	野々前しおさい会館	大明神95-1	野々前
	第30	漁村センター(綾里)	白浜93-1	白浜
三陸町越喜米	第31	砂子浜生活改善センター	砂子浜43	砂子浜
	第32	小石浜公民館	館ヶ森27-2	小石浜
	第33	甫嶺地域防災コミュニティセンター	甫嶺74-1	甫嶺東、甫嶺西、上甫嶺
	第34	崎浜公民館	仲崎浜185-7	崎浜西、崎浜東
三陸町吉浜	第35	三陸支所	所通26-1	泊、浦浜南、浦浜西の一部(字小出の一部を除く)、浦浜仲、浦浜東
	第36	遊・YOU・亭夏虫	小出59-1	浦浜西の一部(字小出の一部)
	第37	吉浜地区拠点センター	上野93-1	大野、中通、下通、上通、後山、扇洞
三陸町吉浜	第38	増館会館	増館14-4	増館
	第39	根白会館	根白119	根白西、根白東
	第40	千歳公民館	千歳170-2	千歳

※今回の選挙から、第8投票所が変更となります。

〈棄権せず、投票しましょう。〉

# 大船渡市長・市議会議員補欠選挙

投票日は11月27日(日)、投票時間は午前7時～午後7時

▽問い合わせ先▶選挙管理委員会事務局(管内線168)

任期満了に伴う大船渡市長選挙および大船渡市議会議員補欠選挙は、11月27日(日)が投票日です(11月20日(日)告示)。

大船渡市政を担う「市民の代表者」を選ぶ大切な選挙です。候補者の政見を確かめ、よく考えて棄権せずに投票しましょう。

## ■投票時間と投票所

投票時間は、市内全投票所とも、午前7時から午後7時までです。

有権者の皆さんの投票区と投票所は、世帯ごとに郵送する入場券に記載していますので、ご確認ください。入場券が届かない場合や投票所の場所が分からない場合は、問い合わせください。

## ■市内の投票所で投票できる人

投票できるのは次の要件を満たしている人です。

- ・年齢要件▶平成16年11月28日以前に生まれた人
- ・住所要件▶市内に3カ月以上居住し、令和4年8月19日以前から住民基本台帳に登録されている人

投票できる方が記載される「選挙人名簿」に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3ヶ月以上の市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住している必要があります。

大船渡市に住居登録したまま就学のため市外に居住している学生は、大船渡市の選挙人名簿に登録されたままとなっているので投票所入場券が届きます。しかし、実際に居住していないため、投票所で大船渡市の選挙人名簿に登録

## ■学生の投票について

投票できる方が記載される「選挙人名簿」に登録されるためには、転入の届け出をした日から引き続き3ヶ月以上の市区町村の住民基本台帳に登録され、かつ実際に居住している必要があります。

大船渡市に住居登録したまま就学のため市外に居住している学生は、大船渡市の選挙人名簿に登録されたままとなっているので投票所入場券が届きます。しかし、実際に居住していないため、投票所で大船渡市の選挙人名簿に登録

## 期日前投票の投票所・投票時間

投票所	投票期間	投票時間
市役所本庁	11月21日(月)～11月26日(土)	午前8時30分～午後8時
市役所三陸支所		午前8時30分
綾里地域振興出張所		～午後5時15分
吉浜地域振興出張所		

※不在者投票の投票所は市役所本庁のみです。

録されるべきでなかった人と判断され、投票はできません。

## ■期日前投票

投票日に仕事や、旅行などの理由で投票所に行けない人は、期日前投票ができます。

## ■不在者投票

① 出稼先、出張先、避難先などで不在者投票をする場合

市選挙管理委員会に投票用紙などの必要書類を請求し、交付された投票用紙などを持参の上、最寄りの市町村の選挙管理委員会に出向いて投票してください。

## ② 病院などの不在者投票施設で投票をする場合

不在者投票施設として指定されている病院などに入院している人は、施設の中で不在者投票ができますので、入院している施設へご確認ください。

## ■郵便などによる不在者投票

対象となる人は、身体障害者手帳または戦傷病者手帳が交付されている人で、一定の基準に当てはまる人と、介護保険の被保険者証に要介護状態区分が要介護5と記載がある人に限られます。

投票用紙は、市選挙管理委員会に「郵便等による不在者投票における投票用紙及び投票用封筒の請求書」を請求し、

郵便等投票証明書を添えて申請してください。

※請求期限は、投票日の4日前(11月23日(水))です。告示日前でも請求できますので、早めにお手続きください。

## 身体障害者手帳の場合

○印のついている部分が該当

障がい名	障がいの程度		
	1級	2級	3級
両下肢、体幹、移動機能	○	○	—
心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸	○	—	○
肝臓、免疫	○	○	○

## ■市内転居をした人

令和4年11月3日以降に市内で転居の届出をした人は、転居前の投票所で投票することになります。

## ■開票について

開票は11月27日(日)の午後8時15分から、リアスホールで行います。

入場受付は午後7時30分から同会場で行いますので、参観を希望する人は係員の指示に従ってください。